

パートナーシップ構築宣言

当社Nbaseは、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

- a. 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等): 製造業と資本提携をし、製造業の工場現場が活用できる最新技術(生成AI)などで生産性向上を実現する。例:シグマ株式会社(広島県呉市)と資本提携して、工場現場が活用できるソフトウェアを共同で開発。またそのソフトウェアを通して製造業のサプライチェーンの各企業とオープンイノベーションの勉強会など実施中
- b. IT実装支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等):生成AIなどの最新技術を活用し、生産関連データを自動で仕分けし、部品番号単位での収益を可視化。その結果、下請法改正による費用負担交渉の円滑化、内外製の判断、コスト最適化などの実現を目指す。また生成AIなどを活用することで製造業内部の生成AIを活用できる人材育成にも貢献
- d. グリーン化の取組(脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等):生成AIなどを活用し、生産データから可視化された製品単位のエネルギー使用量にCO2排出係数を掛け部品単位のCO2が可視化。その結果、生産工程の脱炭素化をすべき素材や製造工程の特定や省エネ診断が可能になり、製造業の脱炭素を支援

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合に

は、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年4月21日

株式会社Nbase
代表取締役
佐藤 琢也